

## 企業倫理綱領

### 序文

「小林テック㈱企業倫理綱領」(本綱領)は、それを構成する役員、従業員が、法令はもとより社会的規範等を遵守するための具体的な行動指針を定めるものです。

本綱領は、次の4部から構成されています。

#### 1.企業行動憲章

小林テック㈱が実践すべき基本憲章となる普遍的な事項を定めたもの。

#### 2.企業倫理規範

小林テック㈱の役員および従業員が実践すべき基本憲章となる普遍的な事項を定めたもの。

#### 3.企業行動基準

2.の企業倫理規範を小林テック㈱の企業行動の中で実践していくうえでの指針となるもの。

#### 4.実施細則

2.の企業倫理規範や3.の企業行動基準を実施するための手続きを定めたもの

本綱領の制定、廃止および変更は小林テック㈱の取締役の決議によるものとし、本綱領に違反した場合には、法令または就業規則その他内部規則に基づき処分を受ける場合があります。

さらに、本綱領を実施するために、小林テック㈱各課において次の社内体制の整備を行います。

小林テック㈱倫理ハンドブックを作成し、小林テック㈱構成員に配布して周知徹底します。

継続的に本綱領の遵守に関する社内研修を実施すること。

従業員が本綱領に関して直接相談し、助言を受けることができるよう、従業員のための相談窓口を設けること。

### 倫理組織と運営

#### 1.倫理組織と窓口

小林テック㈱の倫理組織は以下のようになっています。小林テック㈱本社に組織を統轄する企業倫理・CSR委員会を設け、各工場には倫理協議会を設けています。

小林テック㈱の従業員が企業倫理に関する問題について意見提案や相談を行えるように、会社全体のヘルプライン、または各倫理協議会には相談窓口が設けられています。

ヘルプラインは会社監査役が担い、公正な立場で従業員の意見や相談を受け付けいたします。

## 企業倫理綱領

### 2. 守秘義務と相談者の保護

相談窓口の担当者、ヘルプライン担当者は、相談者に対する秘密保持義務を負っています。また、企業倫理・CSR委員会および倫理協議会関係者は、相談者の意見を尊重し行動しなければなりません。相談者の意思に反して、相談者が不利益を被ることがないように配慮されています。

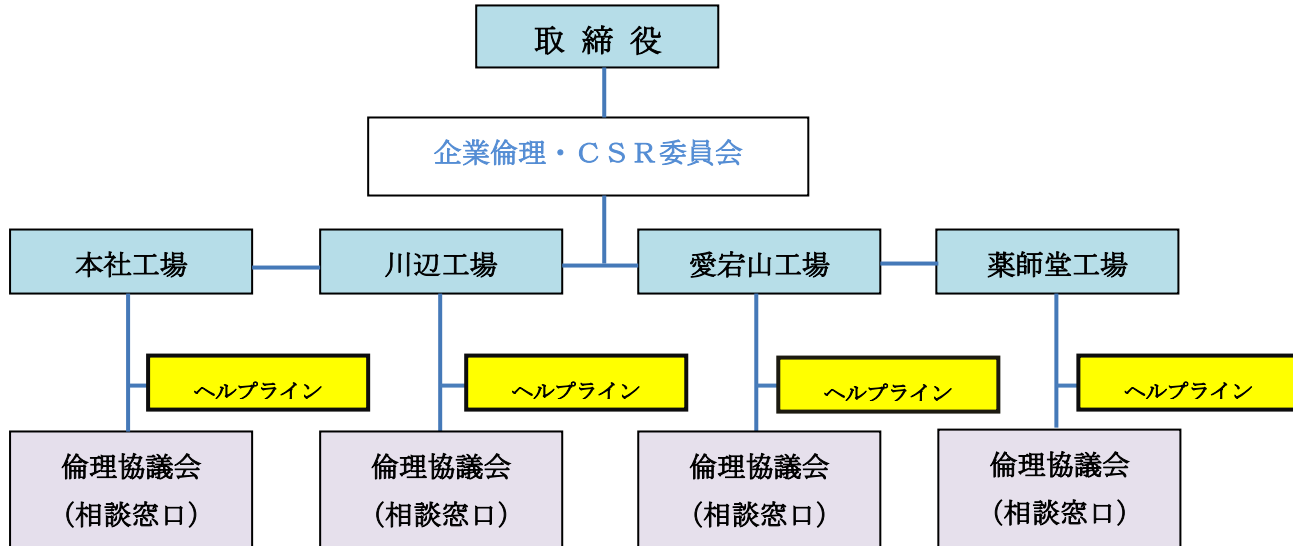
### 3. 違反行動に対する措置

本綱領に反する行為があった場合、当事者は就業規則その他内部規則に従った処分の対象になることがあります。自らの行動を振り返り、本綱領に違反していると思われることがあれば、自ら進んで相談してください。自分のことについて進んで連絡をした人は処分についてもその背景、状況等を十分に考慮した上で、情状を斟酌することになっています。健全な企業活動を実践することは私たち一人ひとりにかかっています。自分の周りに問題があることが分かったら、それを放置しないという姿勢が大切です。本綱領の目的を理解して、積極的な改善に向けて勇気ある行動をとりましょう。

## 倫理組織と運営

### 1. 倫理組織と相談窓口

小林テック㈱の倫理組織は以下のようになっています。



小林テック㈱の従業員が企業倫理に関する問題について意見提案や相談を行えるように、各部門に相談窓口が設けられています。本綱領に書かれていることに関連する問題がありましたら、どのようなことでも結構ですから相談して下さい。

## 企業倫理綱領

### 目次

#### 第一章 企業行動憲章

#### 第二章 企業行動規範

※経営理念

※社是の実践

#### 第三章 企業行動基準

##### 3.1 事業活動について

3.1.1 優れた製品、サービスの提供と安全性に関すること

3.1.2 顧客・調達先等ビジネスパートナーとの健全で良好な関係の維持に関すること

3.1.3 公正、透明で自由な競争の維持促進に関すること

3.1.4 知的財産権の保護に関すること

3.1.5 利益相反に関すること

3.1.6 情報伝達に関すること

##### 3.2 会社と社員との関係について

3.2.1 人材育成に関すること

3.2.2 社員の人格・個性の尊重に関すること

3.2.3 プライバシー尊重に関すること

3.2.4 人権の尊重とあらゆる差別の禁止に関すること

3.2.5 労働条件に関すること

3.2.6 安全で健康的な職場環境の確保に関すること

##### 3.3 会社と社会との関係について

3.3.1 コンプライアンスに関すること

3.3.2 反社会的勢力との絶縁に関すること

3.3.3 情報開示に関すること

3.3.4 地球環境の保全に関すること

3.3.5 地域貢献に関すること

3.3.6 企業倫理に関すること

3.3.7 経営トップによる取り込みに関すること

#### 第四章 実施細則

##### 4.1 目的

##### 4.2 企業倫理綱領実施概念と機能

##### 4.3 企業倫理・CSR委員会

4.3.1 組織

4.3.2 職務権限と責任

##### 4.4 倫理協議会（相談窓口）

## 企業倫理綱領

- 4.4.1 組織
- 4.4.2 職務権限と責任
- 4.5 ヘルプライン
  - 4.5.1 組織
  - 4.5.2 職務権限と責任
- 4.6 小林テック(株)企業倫理綱領教育
- 4.7 取締役への報告
- 4.8 是正と予防措置
- 4.9 違法または倫理に反する行為の報告
- 4.10 小林テック企業倫理綱領違反者に対する処置
  - 4.10.1 違反者に対する処置
  - 4.10.2 自己申告者に対する処置
- 4.11 小林テック企業倫理綱領の改廃
  - 4.11.1 改廃手順
  - 4.11.2 改廃履歴

## 企業倫理綱領

### 第1章 企業行動憲章

小林テック㈱は、ものづくりによって、社会に貢献することをその役割としてまいりました。今後も小林テック㈱は、次の原則に基づき、国内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理を持って社会的責任を果たしていきます。

#### 1. 法令等の社会規範の遵守、公正健全な企業活動を行います。

○小林テック㈱は、法令や社会規範、社会的良識に基づいた企業活動を行います。

また、当社は社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。

○小林テック㈱は、国際社会のルールに適応した事業運営を行います。

#### 2. 優れた製品・サービスを提供し社会に貢献します。

○小林テック㈱は、市場のニーズに適合した製品・サービスを提供します。

#### 3. 社員の人格を尊重し、安全で働きやすい職場環境を実現します。

○小林テック㈱は、社員一人ひとりの人格と創造力を大切にし、それが企業活動に活かされる企業を目指します。

○小林テック㈱は、職場の安全と社員の健康を守るとともに、人権を尊重し、差別のない健全な職場環境を確保します。

#### 4. ステークホルダーの立場を尊重します。

○小林テック㈱は、顧客・取引先・社員・株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努めます。

#### 5. 地域社会の「良き企業市民」たることを目指す。

○小林テック㈱は、地域社会と密接な連携と協調を図り、ボランティア活動等の社会貢献活動を積極的に展開し、社会との調和・共存を図ります。

#### 6. 地球環境に配慮し行動する企業を目指します。

○小林テック㈱は、地球環境の継続的改善と汚染防止による環境保全が最も重要な課題の一つであることを認識し、企業活動において、省エネ・省資源に取り組み、地球環境を総合的に考慮した環境管理活動を行います。

注)この企業憲章に基づく具体的な行動基準は、別途制定した「企業行動基準」ならびに個別的に策定する規定類各種マニュアル類に従う。

## 企業倫理綱領

### 第2章 企業倫理規範

小林テック㈱は、1973年に秋田県由利本荘市で創業以来、各種電子部品の加工組立各種金属加工・セラミック材加工を主な事業として歩んでまいりました。私たちの考える未来の姿、それは優れた技術に裏付けられた、調和の取れた豊かな世界であります。その実現のために、お客様とともに、私たちのベストを追及してまいります。私たちの製品は、精度をはじめ品質はもちろんのこと、納期を遵守し、耐久性やメンテナンスなど、お客様の総合的なご満足の提供を目指し、多くのお客様の信頼をいただけてきました。

これからの社会は情報通信技術の進歩を見るように、ますます変貌のスピードをあげていくものと思います。その最先端のニーズにお応えするために、常に好奇心をもち、新しい課題の解決に全力をあげて取り組んでまいります。

私たちの力は小さくとも、多くのお客様の信頼を通して、豊かな未来の実現のお手伝いをさせていただくことが、私たちの願いです。また、秋田の豊かな自然を愛するひとりとして、地球環境への配慮は、私たちの未来への当然の責務と捉え、環境保全活動を継続してまいります。私たちは、これからも、創業以来の企業理念でもある「ものづくり技術をもって、社会に貢献する」を掲げ、豊かな未来に向かって進化する企業であり続けます。

#### 小林テック株式会社理念

一、企業理念・・・ものづくり技術をもって社会に貢献する

一、社 是・・・健康・和・信頼

何事にも熱意・誠意・創意をもってチャレンジすることを強調いたしております。

#### 小林テック株式会社の取り組み

##### 【革命的な技術提供により社会の発展に寄与します】

小林テック㈱は、創業時より多種多様な電子部品の製造に携わった技術力を生かし、高品質、短納期、更には低コストな製品づくりを実践し、お客様のニーズに迅速、柔軟に対応できる企業として事業展開を行っております。

また、常に『技術革新』を心掛け、革新的な技術力を提供する事で、社会の発展に寄与する企業を目指しています。

##### 【調和のとれた自然環境を守り次の世代へと残していくために】

世界中で様々なかたちで取りざたされている環境問題は、地域・国境を越えて世界規模で考えなくてはならない時代となりました。21世紀は、「持続可能な社会」の構築を目指

## 企業倫理綱領

すことが人類共通の命題となり、わが国でも環境負担の少ない経済・社会システムの実現に向け多くの取り組みがなされています。自然環境は、私達が先人から受け継ぎ、そして後世へ残していかなければいけない大切な財産です。

当社は長年培ってきた技術で社会に貢献していくとともに、さらに技術の研鑽を重ね、お客様の信頼を得られるように努めてまいります。

### 【新事業アグリ事業推進室の設置】

2011年、この地域に根ざした産業を育てたい。この事業を通して社員・地域の活性化に繋がりたいという思いから、アケビの栽培を始めました。

アケビは機能性食品素材及び化粧品素材として注目され始めています。

アケビ栽培の事業化が推進できれば、秋田県の地域農業の振興と新規ビジネスのチャンスが生まれます。アケビ関連商品の開拓には、天然アケビだけでは不十分でアケビ栽培の拡大が不可欠です。将来的には地域の農作放棄地や中山間地域への栽培拡大を目指した、地域との強い繋がりや連携を図れる事業に育てることを目指して進めて参ります。

## 企業倫理綱領

### 第3章 企業行動基準

#### 3.1 事業活動について

##### 3.1.1 優れた製品・サービスの提供と安全性に関すること。

小林テック㈱が提供する製品やサービスの価値が社会から求められているものであることが、小林テック㈱の経済的な存立の基盤であることは言うまでもありません。この基盤を確固なものとするため、製造技術力の向上に努め、新たな価値を創造していきます。

また、優れた製品やサービスであるためには、そのもの自体が安全であり、生命、身体や財産に対して害を及ぼさないことが当然の前提となります。

小林テック㈱は、この前提を満足させるため、最大限の努力を惜しみません。

##### (1) 顧客ニーズの的確な把握

社員一人ひとりが常に市場の声に耳を傾け、顧客のニーズに敏感に反応するという心構えを持つことが必要です。特に、当社の場合、一般消費者向けの製品が殆どないこともあり、顧客ニーズの取り組みに消極的になりがちであることを認識し、社員全員で顧客ニーズの的確で迅速な取り組みに積極的に行動します。

##### (2) 安全性に関する法令、ガイドラインの遵守

製品の欠陥により利用者の生命、身体や財産に被害を生じさせるようなことがあってはなりません。製品の安全性を確保するため、製造、流通および販売段階にいたるまで、製品の安全性に配慮することが必要です。また法令や公的なガイドラインが設けられている場合には、厳密にそれらを遵守しなければなりません。

##### (3) トラブルの再発防止

製品に欠陥が生じた原因を究明し、これを除去しなければ過ちが繰り返されることとなります。事故・トラブルの原因究明と、その記録が適切に蓄積され、利用されることで、その後の同様の事故・トラブルが防止されることとなります。各部門の責任者は、こうした情報が迅速に利用できる体制の整備を心がけます。

##### 3.1.2 取引先・関係先との健全で良好な関係に関すること

小林テック㈱は、内外の商取引において不当な利益を与えたり、得たりすることを厳に戒めていきます。役員、社員は、世間から誤解や不名誉な評価を受けることがないように、正しい判断と節度ある行動をとりましょう。また、法令、社会的な規範から逸脱した恐喝、贈収賄、汚職、横領(着服)などの行為およびその行為によって金品や物品を得ることを一切認めません

##### (1) 販売取引先との関係

販売先に対する接待や贈答については、社会的常識の範囲内で行われなければなりません。また、個人的・恣意的なリベート(値引き等)やコミッション等の便宜供与は絶対に行ってはなりません。



## 企業倫理綱領

会社として正式に行う便宜供与は、あくまでも各部門における正規の決裁ルールに則って行う必要があります。

### (2) 購買先との関係

購買先の選定にあたっては、価格、品質、納期等合理的な基準に基づいて行う必要があります。

購買先からの接待や贈答は、社会的常識の範囲内とし、その事実は必ず上司に報告しなければなりません。

社会的常識を超えるものは、時機を失せず辞退、返却をしなければなりません。

### (3) 関係会社・協力会社との関係

関係会社や協力会社との取引においては、第三者との公正で透明な競争をふまえた取引条件を比較して、不当に異なるようなことのないようにしましょう。また、接待や贈答についても、社会的常識の範囲内としなければなりません。

### (4) 官公庁・地方自治体等公共団体との関係

官公庁・地方自治体等の職員との関係では、国家公務員倫理法（1999年8月13日公布、法律129号）、国家公務員倫理規程（2000年3月28日、政令101号）を尊重しなければなりません。

#### 3.1.3 公正で自由な競争の維持促進に関すること

独占禁止法では、公正かつ自由な競争の維持、促進を通じて消費者利益を保護し、国民経済の健全な発展を確保することを目的とします。特に、競争事業者間で価格や販売数量を拘束しあうカルテル行為（入札談合もそのひとつ）は、会社の名誉を傷つけるばかりではなく、行政制裁である課徴金の賦課はもとより、刑事罰や住民訴訟等の民事損害賠償の対象にもなり、違反企業がこうむる損失は計り知れません。

小林テック㈱は、その事業活動にあたり日本国内はもとより諸外国の独占禁止法を守っていき、また、購買部門においても優越的地位を利用して取引先に不公平な取引を要請する行為等は下請法で禁止されており、これも同様に遵守していかなければなりません。

#### (1) 販売取引について

取引に当たっては、市場経済体制の原則である自己責任原則に則り、公正、透明且つ自由な競争を進めます。独占禁止法等を始め、関係法令を守り、談合、カルテル行為、その他自由な競争を制限する不正な取引は絶対行いません。特に政治、行政との関わりについては、十分な配慮を行い法律違反はもとより、社会的に指弾されるような行為は一切行いません。また、政治資金、寄付金などについては所定の社内規定を守ります。

#### (2) 購買取引について

資材購入先、外注先等取引関係先とは、市場性のある商品の品質・価格を基とした相互依存関係を基礎とし、将来にわたる互惠関係を構築します。

関係先との取引においては、常に対等な立場で臨み、関係法令及び公正な契約に従い、誠実な取引を行います。

## 企業倫理綱領

取引関係先に対し、優越的な立場を利用して不当な不利益を与える様なことはしません。また、調達等の職務に関しては、私的な便宜供与や利益供与は一切受けません。

### 3.1.4 知的財産権の保護に関すること

知的財産権とは、人の知的活動によって生まれた創作物や営業上の信用に関する権利のことです。法律によって、明確に権利として定められている特許、実用新案、意匠、商標等の工業所有権、芸術作品やコンピューターソフト等の著作権の他、法律では具体的で明確な規定はありませんが、各社秘密として管理しているノウハウ、技術・営業情報等の企業秘密が含まれます。知的財産権は、今日の経済社会においては、価値を生み出す源泉であり、世界的にこれを幅広く保護しようという動きが強まっています。社員は、当社の知的財産権の創造と保護に全力をつくさなければなりません。また、他者の知的財産権は、自社のものと同様に尊重し、不当に侵害しないよう十分な注意が必要です。知的財産権に関しては『情報セキュリティ管理規程』を遵守致します。

### 3.1.5 利益相反に関すること

小林テック㈱構成員は、私的な利害会社の利害が相反する状況または相反する恐れがある状況を避けなければなりません。現在もしくは将来の顧客、調達先、契約者または競合他社と接する際には、私的な利益を排除しなければなりません。小林テック㈱構成員は、会社と利益相反を生じ、または相反する恐れがある場合には、それらの状況について、自己の上司または管理者に書面にて迅速かつ完全に開示しなければなりません。

### 3.1.6 情報伝達に関すること

小林テック㈱構成員は、業務を遂行するにあたり、会社にとって都合の良い情報はもちろんのこと都合の悪い情報であっても、すみやかに経営トップをはじめ上位役職者に報告しなければなりません。

## 3.2 会社と社員の関係について

### 3.2.1 人材育成に関すること

小林テック㈱は、企業の永遠の繁栄の源泉は人の育成にあると考え、企業活動において社是を実践実現していくために、次の人材を育成していきます。

- ・熱意、誠意、創意を持って業務に従事し、誠実と奉仕の精神に徹して問題を解決するたくましい実行力のある人材

小林テック㈱は、企業の持続的成長と競争力を支えるのはイノベーションであると考え、これらを絶えず創出するために自ら自主的に考え、行動する人材の育成若しくは採用していきます。

### 3.2.2 社員の人格・個性の尊重に関すること

小林テック㈱は、社員一人ひとりの人格や個性を尊重しつつ、豊かさと達成感が実感できるような人事制度や労働条件の維持向上に努めます。また、成果・業績主義に基づく客観的で公正な人事評価を行うとともに、専門性と創造性に富む個性豊かな人材を育成します。

## 企業倫理綱領

### 3.2.3 プライバシーの尊重に関すること

小林テック㈱は、社員一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の情報を扱うにあたっては、慎重かつ細心の注意を払い、その適正な管理に努めます。

### 3.2.4 人権の尊重とあらゆる差別的取り扱いの禁止に関すること

小林テック㈱は、人種、信条、肌の色、性別、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地、民族、年齢、社会的身分等による雇用、処遇（報酬、研修参加、昇進等）における差別的取扱いを直接的、間接的にも行わず、機会均等を図ります。

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントについては、会社として容認しません。問題発生時には、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた断固たる処置をとっていきます。さらに、人間としての名誉、権利、自由を認めず、身体拘束や人間を金銭などの対価として売買する人身売買、年季契約労働、拘束労働、奴隷労働など人権を無視した行為には直接加担することはもちろん、間接的にも関与することはいたしません。

### 3.2.5 労働条件に関すること

小林テック㈱は、最低賃金、労働時間制限、その他労働者の労働条件に関する各国、各地域の法令を遵守する他、人権に関する国際的規範を尊重します。また、いかなる形であれ、基本的人権を侵害する児童労働や従業員の意に反した強制労働を行わず、また、これらの禁止を取引先に対しても求めていきます。さらに、小林テック㈱は従業員と直接、もしくは従業員の代表と誠実な対話をするを通じて、健全な関係の構築と問題解決に努めます。

### 3.2.6 安全で健康的な職場環境の確保に関すること

小林テック㈱は、すべての事業活動をはじめ製造機械、部品、資材等の使用、破棄に至る全てのプロセスにおいて人の安全、健康の確保を最優先します。そのため関連する各種の法令の遵守をはじめとして社内の規程、ルール、標準等を遵守します。

#### (1) 労働災害の撲滅

人の安全と健康は何事にも換えることのできない価値です。特に、厳しい作業環境にある製造現場を擁する当社にとって、安全で健康的な職場環境の確保は、大きな課題です。労働災害の撲滅には、関係法令はもとより、「安全衛生管理規程」等のルールを遵守することが大前提です。また、日々の業務遂行において、危険性と有害性を未然に察知していく感性を磨いていくことと、それらの排除装置が組織的に必要となります。

#### (2) 環境保全と防災

環境関連法の遵守は、地域社会に根付く企業の責務です。事業所および地域の環境保全のため、「環境管理規程」を再度チェックし、各自の業務遂行に活かしましょう。災害の予防や、災害発生時の被害拡大の阻止のため、「消防計画・職場における災害対策マニュアル」等の防災関連規程を社員一人ひとりが今一度チェックし、業務遂行に役立てていきましょう。

## 企業倫理綱領

### 3.3 会社と社会との関係について

#### 3.3.1 コンプライアンスに関すること

小林テック㈱は、法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行います。独占禁止法等については前述のとおりですが、とりわけ刑罰が適用される重大な違反行為は、会社存亡の危機に直結しかねないことを、社員の一人ひとりがしっかりと認識し、そのような行為は絶対に行ってはけません。また、法令、社会的規範から逸脱した詐欺、脱税、粉飾決算、裏金などによって得られた報酬、出所を明かさない収入いわゆる資金洗浄(マネーロンダリング)を一切認めません。

さらに、金融機関で架空口座などを利用して転々と送金を繰り返したり、不明瞭な会社債権や株式購入、大口献金、大口寄付を一切行いません。

##### (1) 政治資金規正法および公職選挙法

政治資金規正法および公職選挙法を遵守し、企業としての政治活動に関する公明性と公正さを確保していきます。

##### (2) 贈収賄等をめぐる禁止法令

国内外の公務員の職務遂行に関して、不正な利益の供与等は決して行ってはなりません。

#### 3.3.2 反社会的勢力との絶縁に関すること

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切かかわりません。特に、経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。

暴力団体等が、製品クレーム等種々のきっかけを作って関わってきたり、脅しをかけて不法な金銭的利益を得ようとする行為を民事介入暴力といいます。当社は民事介入暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を原則として、社員一人ひとりを孤立させず組織的に対応していきます。

また、最大限、警察や法律家等の支援を得ていきます。

#### 3.3.3 情報の開示に関すること

小林テック㈱は、企業秘密や契約上守秘義務を負っている情報を除き、社会が真に必要なとしている情報を適時に適切な方法で開示することで、常に社会とのコミュニケーションを行い、企業活動を社会の常識から決して逸脱させず、公正で透明性のあるものに保ちます。社会が真に必要なとしている情報とは、単に法制上開示が必要とされる情報にとどまるものではないことは言うまでもありません。顧客、取引先、社員、株主、投資家、地域社会等がそれぞれの立場で当社に関わるものとして必要としている情報全般を主体的に発信していきます。社員は、日ごろのコミュニケーションを通じて、それぞれの立場の人がどのような情報を必要としているのかを的確に把握し、営業、購買、事業所の総務等の各担当部署を通じて、誠意を持って対応しましょう。

また、情報開示の要請等に対しては、次の考え方で対処しましょう。

## 企業倫理綱領

- 正当な理由がない限り断らない
- 真実に反することは決して言わない
- 言えないことは、はっきり言えないという
- 相手によって対応を変えたり、開示する内容を使い分けたりしない

### 3.3.4 地球環境の保持に関すること

小林テック㈱は、その事業活動に必要な資源・エネルギーを含め、地球環境の継続的改善と汚染防止による環境保全活動が最も重要な課題の一つであることを認識し、企業活動において省エネ、省資源に取り組み、地球環境を総合的に考慮した環境管理活動を行っています。従って、環境関連の法令を遵守することはもちろんのこと、事業活動や提供する製品・サービスが地球全体の環境にできる限り負荷を与えないよう最大限の努力をします。そのため、「環境管理委員会」を中心に、省エネや廃棄物の削減、リサイクルを徹底して行うとともに、地球環境保全に役立つ生産活動に努めます。

### 3.3.5 地域貢献に関すること

小林テック㈱は、地域社会との密接な連携と協調を図り、良好な関係を維持します。また、今後不幸にして発生するかもしれない災害等に対しては、地域社会との密接な連携を図り、救援・防災活動を積極的に行います。

また、地域社会との交流を主体的・積極的に行っていきます。

### 3.3.6 企業倫理に関すること

小林テック㈱は、法令、社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を行います。社員は企業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法令の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した企業活動を行います。

### 3.3.7 経営トップによる取り組みに関すること

経営トップは、企業倫理綱領に反するような事態が発生した時には、被害の拡大防止と社会的信頼を維持するため、強いリーダーシップを発揮しなければなりません。

具体的には、経営トップ自ら指揮をして、速やかに事実調査、原因究明、再発防止策の策定などを行い、企業としての責任ある適切な対応を打ち出します。

また、人の健康または安全が危険にさらされる場合には、社会に対して明確な説明を迅速かつ的確に行います。さらに、責任の所在を速やかに明らかにし、社会的に十分理解される形で厳正な処分を行うこととします。事案によっては、経営トップとしての責任を十分認識したうえで自らに対し厳しい処分を課すこととします。

## 企業倫理綱領

### 第4章 実施細則

#### 4.1 目的

本細則は、小林テック㈱企業倫理綱領を常に実効あるものとして維持することを目的とし、企業行動憲章、企業倫理規範および企業行動基準を具体的に実施するための規則を定める。

#### 4.2 企業倫理綱領実施概念

小林テック㈱企業倫理綱領を実施、運用するため、「企業倫理・CSR委員会」および「ヘルプライン」の2機能を設置する。これらは独立して、それぞれの役割を果たし、社内外に求められる客観性、公平性を保つものとする。これらの機能は独立して、それぞれが必要とする情報を迅速に交換し、速やかに小林テック㈱企業倫理綱領に関する問題を解決するものとする。

#### 4.3 企業倫理・CSR委員会

##### 4.3.1 組織

###### (1) 委員長の指名

企業倫理・CSR委員会は小林テック㈱の取締役直轄の組織とし、取締役は委員長を指名する。

###### (2) 委員の任命

委員長は、別途定める機能の長を委員に任命する。

###### (3) 支部の設置と支部長の任命

委員長は、必要に応じて支部を設置し、支部長を選任する。

###### (4) 支部内の倫理協議会設置

部長は支部内に倫理協議会を設置し、相談窓口を設け、支部内の企業倫理問題に対応する。

###### (5) 事務局

企業倫理・CSR委員会は事務局を設け、支部および倫理協議会との円滑な連携を図る。

##### 4.3.2 職務権限と責任

###### (1) 教育と啓蒙

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は、小林テック㈱構成員に対する小林テック㈱企業倫理綱領の啓蒙、浸透に努める。

###### (2) 問題解決

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は小林テック㈱企業倫理綱領に関連する問題を解決することを使命とする。

問題の内容により企業倫理・CSR委員会または倫理協議会が、あるいは両者協働してその解決にあたるものとする。

## 企業倫理綱領

### (3) 調査

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は、小林テック㈱企業倫理綱領に関連する問題を解決するために、自ら必要な調査を行うか、または関係部門に必要な調査を依頼することができる。

### (4) 守秘義務と相談者の保護

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は、小林テック㈱企業倫理綱領の実施、運営により知り得た情報に関し守秘義務を負う。

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は、相談者が、相談等により不当な扱いを受けることおよび不利益を被ることが一切ないよう、相談者を保護しなければならない。

### (5) 是正措置の提言

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は、小林テック㈱の構成員による法令、小林テック㈱企業倫理綱領、定款、またはその他の社内規程の重大な違反が判明した場合、その対策を協議し、適切な措置を講ずることを小林テック㈱の関連部門に提言しなければならない。

### (6) 是正措置の報告

委員長は企業倫理・CSR委員会の決定に基づき、また支部長は倫理協議会に基づき、当該部門の長に対し、是正措置をとるよう指示することができる。

委員長または支部長は、特に重要と思われる事項については取締役には報告しなければならない。

また、委員長または支部長は、当該部門の長に対して、是正措置の結果を報告するよう指示することができる。

### (7) 検討事項

企業倫理・CSR委員会は適宜小林テック㈱企業倫理綱領の内容および運用状況につき検討する。

企業倫理・CSR委員会は、会議で決定した事項を速やかに支部長に通達する。

### (8) 会議の招集

企業倫理・CSR委員会および倫理協議会は、各四半期に一度以上適宜会議を開催する。

## 4.4 倫理協議会（相談窓口）

### 4.4.1 組織

倫理協議会(相談窓口)は、それぞれの工場に対応する内部通報窓口機能を果たす組織とする。

### 4.4.2 職務権限と責任

#### (1) 相談等の受付

倫理協議会(相談窓口)は、小林テック㈱の構成員より、小林テック㈱企業倫理綱領に関連して苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談等を受ける。倫理協議会(相談窓口)は、それらが匿名でなされたとしても、受け付けなければならない、また、匿名でない

## 企業倫理綱領

ものと不当に区別して取り扱ってはならない。

### (2) 調査

倫理協議会(相談窓口)は、小林テック㈱構成員より受けた苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談等を匿名によるものか否かに関係なく検討し、最適な問題解決方法を特定するために、その内容に応じて、自ら必要な調査を行うこと、または企業倫理・CSR委員会または関連する倫理協議会に必要な調査、問題解決、または苦情や内部通報の取扱いを依頼することができる。

倫理協議会(相談窓口)が調査を行ったときは、その結果をすみやかに企業倫理・CSR委員会または関連する倫理協議会に報告する。

### (3) 守秘義務と相談者保護の優先

倫理協議会(相談窓口)は、小林テック㈱企業倫理綱領の実施、運営により知り得た情報に関し守秘義務を負う倫理協議会(相談窓口)は、相談者が不利益を被らぬことに最大限の注意を払い、問題解決のために相談内容を第三者に開示する必要があると判断するときは、相談者の意思を尊重して行動しなければならない。

### (4) 倫理協議会(相談窓口)による回答

倫理協議会(相談窓口)は苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談等を寄せた小林テック㈱の構成員に対して、必要に応じ、企業倫理・CSR委員会、倫理協議会、または関係部門等により実施された調査の結果と是正措置等について回答する。

### (5) 記録の保存

倫理協議会(相談窓口)は、すべての苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談の記録をそれらが匿名で提出されたか否かを問わず3年間保管しなければならない。

## 4.5 ヘルプライン

### 4.5.1 組織

ヘルプラインは、各工場毎に対応する内部通報窓口機能を果たす組織とする。

ヘルプラインの相談窓口は、各工場とも監査役とします。

### 4.5.2 職務権限と責任

#### (1) 相談窓口の受付

ヘルプラインは小林テック㈱の構成員より小林テック㈱企業倫理綱領に関連して苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談等を受け付ける。ヘルプラインは、それらが匿名でなされたとしても受け付けなければならず、また匿名でないものと不当に区別して取扱ってはならない。

#### (2) 調査

ヘルプラインは、小林テック㈱の構成員より受けた苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談等を匿名によるものか否かに関係なく検討し、最適な問題解決方法を特定するために、その内容に応じて、自ら必要な調査を行うこと、または、企業倫理・CSR委員会または、関連する倫理協議会に必要な調査、問題解決または、苦情や内部通報の



## 企業倫理綱領

取り扱いを依頼することができる。

ヘルプラインが調査を行ったときは、その結果をすみやかに企業倫理・CSR委員会または関連する倫理委員会に報告する。

### (3) 守秘義務と相談者保護の優先

ヘルプラインは小林テック㈱企業倫理綱領の実施、運営により知り得た情報に関し守秘義務を負う。

ヘルプラインは、相談者が不利益を被ることに最大限の注意を払い、問題解決のために相談内容を第三者に開示する必要があると判断するときは、相談者の意見を尊重して行動しなければならない。

### (4) ヘルプラインの回答

ヘルプラインは苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談等を寄せた小林テック㈱構成員に対して、必要に応じ、企業倫理・CSR委員会、企業倫理協議会、または関連部門等により実施された調査の結果と是正措置等について回答する。

### (5) 記録の保存

ヘルプラインは、全ての苦情、内部通報、情報、課題、意見、質問、要望、相談の記録をそれらが匿名で提出されたか否かを問わず3年間保管しなければならない。

## 4.6 小林テック㈱企業倫理綱領教育

小林テック㈱倫理綱領を小林テック㈱の構成員に浸透させるため、総務および各工場の関連部門は、教育プログラムを作成し継続的に教育を行う。

## 4.7 取締役への報告

企業倫理・CSR委員会は、小林テック㈱企業倫理綱領の実施、運用状況に関し、毎四半期の期初に小林テック㈱の取締役に報告する。

## 4.8 是正と予防措置

小林テック㈱の関連組織において、法令に違反する真実、小林テック企業倫理綱領から逸脱しているものもしくはそのおそれのある事実、または社内規程・マニュアル等に反した運用が行われている事実などが明らかになった場合、当該組織の責任者は、当該事態に至った背景を調査し、再発防止のためのマネジメントシステムそのものの改善を含めた措置を講じなければならない。

## 4.9 違法または倫理に反する行為の報告

小林テック㈱構成員は、構成員が何らかの犯罪行為に関与していることを知り、またその疑いを持った場合には、自己の上司、管理者または倫理協議会(相談窓口)に報告し、対処しなければならない。

小林テック㈱構成員が、その雇用期間中に、会計や監査に関する問題のある事項を含む、何らかの疑わしい行動や行為に気づいたときには、かかる疑わしい行動や行為を自己の上司、管理者または、倫理協議会(相談窓口)に報告しなければならない。

故意に虚偽の報告をしたのではない限り、疑わしいまたは明らかな犯罪行為を報告した

## 企業倫理綱領

小林テック㈱構成員が、そのことによって懲罰の対象となることはない。小林テック㈱企業倫理綱領やその背後にある会社の方針の違反または違反のおそれを誠実に報告した小林テック㈱構成員は、報復的な行動から保護される。小林テック㈱の構成員は、法律違反であると合理的に信じる事柄に関し、行政もしくは司法機関、立法機関のメンバー、または当該小林テック㈱構成員の管理者による調査等の手続きに対して適法に情報を提供し、またはその他の方法で支援もしくは参加したことの故をもって、解雇、降格、停職、嫌がらせ、または差別されてはならない。すべての報告は、秘密として取り扱わなければならない。

### 4.10 小林テック㈱企業倫理綱領違反者に対する処置

#### 4.10.1 違反者に対する処置

小林テック㈱企業倫理綱領違反行為は、適用される就業規則（または労働協約・雇用契約等）に基づき、処分の対象となることがある。

#### 4.10.2 自己申告者に対する処置

小林テック㈱企業倫理綱領違反行為に関し、自らその行為を申告した者については、その背景・状況等を十分に考慮した上で、前項の処分につき斟酌を加えるものとする。

### 4.11 小林テック㈱倫理綱領の改廃

#### 4.11.1 改廃手順

小林テック㈱企業倫理綱領の改廃は企業倫理・CSR委員会にて協議、提案し、小林テック㈱取締役が決定する。

#### 1.1.2 改廃履歴

制定：2014年10月02日

改定：2015年08月01日 (01)

改定：2015年11月30日 (02)

改定：2015年12月15日 (03)

改定：2022年06月01日 (04)